

令和8年第6回

月形町教育委員会会議録

令和8年8月25日

月形町教育委員会

令和8年第6回月形町教育委員会会議録

- 1 招集日時 令和8年8月25日（火） 午後4時30分
- 2 招集場所 月形町総合体育館 大会議室
- 3 出席委員 教育長 兼 平 晃 成
委 員 岸 上 希 央
委 員 目 黒 隆 紀
- 4 委員以外の出席者 教育次長 表 谷 啓 介
主 幹 野 本 和 宏
学務係係長 森 田 祐 也
学務係主査 杉 田 裕 樹
社会教育係長 會 田 学
- 5 教育行政報告 別紙のとおり
- 6 議 件
議案第14号 令和7年度月形町教育行政事務の点検及び評価に関する報告書について
議案第15号 令和8年度月形町一般会計補正予算（第5号）[教育関係]について
議案第16号 令和9年度から使用する教科用図書の採択について
議案第17号 令和8年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について
議案第18号 町民からの寄付に係る物品等の購入について
報告第7号 臨時代理の報告について（月形町学校運営協議会委員の任命について）
報告第8号 臨時代理の報告について（月形町部活動地域展開検討協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について）
報告第9号 臨時代理の報告について（月形町社会教育委員の委嘱について）
報告第10号 臨時代理の報告について（月形町スポーツ推進委員の委嘱について）
報告第11号 臨時代理の報告について（月形町文化財保護委員の委嘱について）
報告第12号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和8年6・7・8月分）について
- 7 会議の顛末 別紙のとおり

令和 8 年第 6 回月形町教育委員会会議録

(令和 8 年 8 月 2 5 日)

○ (兼平教育長) ただいまから令和 8 年第 6 回月形町教育委員会議を開催します。

委員の皆様、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

．．．

(午後 4 時 3 0 分開会)

- ○ (兼平教育長) 教育行政報告を説明願います。

○ (表谷教育次長) 1 頁をお開きください。教育行政報告をご説明します。

5 月 2 0 日から 8 月 1 2 日までの教育行政報告になります。

5 月 2 6 日、「第 5 回教育委員会会議」が開催され、議案 1 件、報告 2 件が承認されました。

5 月 2 9 日、「月形中学校体育大会」が開催されました。寒さが身にしみる中での開催でした。

6 月 3 日、「第 2 回町議会定例会」が開催され、承認 2 件、議案 8 件、同意案 1 1 件、報告 2 件、意見案 2 件、会議案 1 件が承認されました。

6 月 6 日、「月形小学校運動会」が開催されました。中学校と同じく骨身に凍みる中での開催となりました。

6 月 1 7 日、「月形町人づくり振興協議会全体会議」が開催され、本年度の高校支援体制が決定しました。

6 月 2 3 日、「議会まちづくり常任委員会」が開催され、月形中学校への現地確認を実施し、施設老朽化状況を確認しました。

2 頁をお開きください。

7 月 5 日、「第 46 回行政区対抗ソフトボール大会」が開催され、7 チームが参加し、多くの町民等が交流を深めました。

7 月 9 日、「教育委員学校訪問」を行い、月形小学校と月形中学校の学校経営状況の確認や授業参観を実施しました。

7 月 1 0 日、1 5 日、1 7 日、2 2 日に、「月形高等学校生徒募集活動近隣中学校訪問」を実施し、岩見沢、新篠津、当別、江別、浦臼の中学校等を訪問して募集活動を行いました。

7月16日、「第61回北海道市町村教育委員会研修会」に教育長及び岸上委員、目黒委員が参加し、近年の教育を取り巻く現状について理解を深めました。

3頁をお開きください。

7月22日、「第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会」がWEBで開催されました。月形高等学校については、本年度の入学者が18名となりましたが、かろうじて再編整備留保が継続されました。

7月28日、「第3回町議会臨時会」が開催され、議案1件が承認されました。

以上、教育行政報告といたします。

○（兼平教育長）ただいま、教育行政報告が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。以上で、教育行政報告を終了します。

- ○（兼平教育長）「議案第14号 令和7年度月形町教育行政事務の点検及び評価に関する報告書について」を議題とします。

表谷教育次長説明願います。

○（表谷教育次長）ご説明します。議案書5頁をお開きください。

「議案第14号 令和7年度月形町教育行政事務の点検及び評価に関する報告書について」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく、令和7年度月形町教育行政事務の点検及び評価に関する報告書について、次のとおり議決を求めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

別冊となっております「別添1」の1頁をお開きください。

．．．．

○（兼平教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第14号は本案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○（兼平教育長）異議なしと認めます。よって議案第１４号は本案のとおり可決されました。

- ○（兼平教育長）続きまして、議案第１５号に関連しますので、先に「議案第１８号 町民からの寄付に係る物品等の購入について」を議題とします。

表谷教育次長説明願います。

○（表谷教育次長）ご説明します。議案書２１頁をお開きください。

「議案第１８号 町民からの寄付に係る物品等の購入について」

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第２条第１項の規定により、町民からの寄付に係る物品等の購入について、教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

本町にゆかりのある方から、まちづくりに活用して欲しいとの趣旨で１千万円の寄付の申し出があり、その際、寄付者の意向である、多くの町民が恩恵を受けられ、将来にわたり利活用でき、町の魅力向上につながるものとして、小中学校の備品整備をもって応えたい旨の町の意向を受け、各学校あての要望調査等を経て、別紙のとおり全１５品目を選定したところです。なお、本備品の購入に係る予算については、第３回町議会定例会で補正予算として提案する予定です。

以上、議案第１８号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○（兼平教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第１８号は本案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○（兼平教育長）異議なしと認めます。よって議案第１８号は本案のとおり可決されました。

- ○（兼平教育長）続きまして「議案第15号 令和8年度月形町一般会計補正予算（第5号）〔教育関係〕について」を議題とします。

表谷教育次長説明願います。

- （表谷教育次長）ご説明します。議案書7頁をお開きください。

「議案第15号 令和8年度月形町一般会計補正予算（第5号）〔教育関係〕について」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和8年度月形町一般会計補正予算（第5号）〔教育関係〕について、教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

9月3日より開催される第3回町議会定例会に提案を予定している教育関連の補正予算です。教育関連の補正予算は、全4件を予定しています。

別冊の「別添2」をご覧ください。

1件目は、月形高等学校学生寮整備事業における月形高等学校学生寮取得費です。

2頁をご覧ください。

令和8年6月に示された公立高等学校配置計画案において示された、令和11年度の定員調整及び再編整備等の留保を受け、高校存続に向けた取り組みにおいて必要不可欠である「寮」の整備として、13,433千円を計上するものです。具体的には、北農場1に所在する平成15年築、延床面積158.15㎡（47.84坪）、間取り7LDKの元グループホームとして利用されていた物件の購入になります。

3頁をご覧ください。

2件目は、小学校管理経費です。

小学校管理経費とこの後ご説明します中学校管理経費については、本年6/23開催のまちづくり常任委等において実施しました月形小中学校の校舎の視察で緊急的に修繕の必要があると判断された箇所について予算補正を提案するものです。また、先ほどご説明しました、1千万円の寄付の使途として、各学校あての要望調査等を経て選定した備品、全15品目について予算補正を提案するものです。

4頁をご覧ください。

消耗品は、ビブラスラップやチューナーメトロノーム等の購入費として55千円、修繕料は、玄関タイルの剥離と欠損の補修と臨時的な修繕費などとを合わせて44千円、

委託料を飛ばしまして備品購入費として、プロジェクター1 台、フットライト 1 台、スポットライト 1 台、デジタルカメラ 1 台、大型冷風機 2 台、大画面 TV モニター6 台、スライド黒板 2 台、合わせて 6,401 千円、委託料に戻りまして、先ほど申し上げたプロジェクターの設置業務として 312 千円、合計しまして 7,208 千を計上するものです。

5 頁をご覧ください。

3 件目は、中学校管理経費です。小学校管理経費と同様の趣旨で補正提案するものです。

6 頁をご覧ください。

消耗品は、身体活動の詳細なデータを記録し、そのデータ解析と可視化を行う活動量計とバトミントンネットの購入費として 801 千円、修繕料は、屋上への出口となる鉄製扉の敷居部とレール部に腐食が確認されたことによる交換修繕として 1,320 千円、また、体育館の水銀灯照明 15 基中 7 基が故障しており、学習効率の向上と高い省エネ効果の観点から、15 基すべての照明を LED 化する工事費として 4,400 千円、備品購入費は、スクリーン 1 台、スポットライト 1 台、デジタルカメラ 3 台、電子ピアノ 1 台、大型冷風機 2 台、大画面 TV モニター3 台、合わせて 2,500 千円、合計しまして 9,021 千を計上するものです。

7 頁をご覧ください。

4 件目は、図書館管理経費です。

8 頁をご覧ください。

図書館には 5 カ所の雨漏りが確認されており、施設利用者や蔵書への影響が懸念されることから、施設 1 階（高齢者事業団）の屋上部と最上階の屋上部にそれぞれ確認できる亀裂等へのウレタン防水補修業務として 704 千円を計上するものです。

以上、議案第 15 号についてご説明いたしました。ご審議くださいますようお願いいたします。

○（兼平教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

○（岸上委員）寄付の関係で小中学校に用意する備品は義務教育学校建築後に転用するなどで移動可能なものでしょうか。

○（表谷教育次長）はい。設備ではなくあくまでも備品ですので、取り外して移動し、他に転用可能なものになります。

○（目黒委員）図書館の修繕ですが、この程度の修繕費で雨漏りが復旧するのでしょうか。

○（表谷教育次長）今回の修繕は、現在雨漏りが確認されている箇所の表面的、部分的な応急修繕となります。雨漏りの原因を根本から解決するために行う修繕ではありませんので、場合によっては再発あるいは新たな雨漏りが発生する可能性は否定できません。しかし、抜本的な補修となると、屋上防水シートの全面張替えから始めることになり、経費も時間もかかるうえ経年劣化が著しい現在の図書館にそこまでの投資をする価値も意味もないと判断し、応急修繕としたところです。

○（兼平教育長）ほかに質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第15号は本案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○（兼平教育長）異議なしと認めます。よって議案第15号は本案のとおり可決されました。

- ○（兼平教育長）続きまして「議案第16号 令和9年度から使用する教科用図書の採択について」を議題とします。

表谷教育次長説明願います。

○（表谷教育次長）ご説明します。議案書9頁をお開きください。

「議案第16号 令和9年度から使用する教科用図書の採択について」

令和9年度から使用する教科用図書について、次のとおり採択するものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

児童生徒が使用する教科用図書については、4年に1度見直しを行うことになっております。小学校、中学校それぞれ令和5年度、令和6年度に北海道第5採択地区教科用図書採択教育委員会協議会において、現在の教科書が採択されているところです。

令和9年度に教科用図書の変更はありませんが、引き続き同様の教科書を使用することについて、各市町村教育委員会での議決が必要となることから、本日ご提案するものです。

図書の一覧につきましては、令和5年度に採択された小学校用の教科書が10頁、令和6年度に採択された中学校用の教科書が11頁になります。

以上、議案第１６号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願います。

○（兼平教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第１６号は本案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○（兼平教育長）異議なしと認めます。よって議案第１６号は本案のとおり可決されました。

- ○（兼平教育長）続きまして「議案第１７号 令和８年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について」を議題とします。

表谷教育次長説明願います。

○（表谷教育次長）ご説明します。議案書１３頁をお開きください。

「議案第１７号 令和８年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について」

令和８年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領の規定により、次のとおり調査結果を公表することの可否について、議決を求めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

令和８年度全国学力・学習状況調査における市町村別結果の公表については、同調査の実施要領において、保護者や地域住民に対する説明責任が重要であるとの見地から、都道府県教育委員会は市町村教育委員会の同意を得た場合に、市町村名又は学校名を明示した公表を行うことができるとされております。

自らの教育施策の現状と成果の一つとして全国学力・学習状況調査の結果を様々な角度から分析し一定の数値により分かりやすく公表し、施策の改善につなげていくことが重要かつ必要であると考えております。

以上、議案第１７号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願います。

○（兼平教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 17 号は本案のとおり可決することにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○（兼平教育長）異議なしと認めます。よって議案第 17 号は本案のとおり可決されました。

- ○（兼平教育長）続きまして、「報告第 7 号 臨時代理の報告について（月形町学校運営協議会委員の任命について）」を議題といたします。

表谷教育次長、説明願います。

○（表谷教育次長）ご説明いたします。議案書 23 頁をお開きください。

「報告第 7 号 臨時代理の報告について（月形町学校運営協議会委員の任命について）」

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第 4 条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第 6 条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

報告の内容についてご説明いたします。

議案書 24 頁をご覧ください。

月形町学校運営協議会規則第 7 条の規定に基づき、新たな委員の任命を行うものです。

今回の任命については、委員の任期満了に伴うものです。

被任命者は議案書に記載のとおりです。

なお、新たな委員の任期については、「令和 8 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日」までとなっています。

以上、報告第 7 号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○（兼平教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第 7 号は報告のとおり承認することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○(兼平教育長) ご異議なしと認めます。よって報告第7号は報告のとおり承認されました。

- ○(兼平教育長) 続きまして、「報告第8号 臨時代理の報告について(月形町部活動地域展開検討協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について)」を議題といたします。

表谷教育次長、説明願います。

○(表谷教育次長) ご説明いたします。議案書27頁をお開きください。

「報告第8号 臨時代理の報告について(月形町部活動地域展開検討協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について)」

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第4条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第6条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

内容についてご説明いたします。

議案書28頁をご覧ください。

本件は、部活動地域展開検討協議会の活動を本格化するため、委員に対する報償費の支払いについて規定するものです。

委員に報償費を予算の範囲内で支給する旨を規定するとともに、委員のうち国及び地方公共団体に属する職員に対しては、報償費を支給しない旨を規定するものです。

以上、報告第8号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○(兼平教育長) ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○(兼平教育長) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第8号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○(兼平教育長) ご異議なしと認めます。よって報告第8号は報告のとおり承認されま

した。

- ○（兼平教育長）続きまして、「報告第 9 号 臨時代理の報告について（月形町社会教育委員の委嘱について）」を議題といたします。

表谷教育次長、説明願います。

- （表谷教育次長）ご説明いたします。議案書 29 頁をお開きください。

「報告第 9 号 臨時代理の報告について（月形町社会教育委員の委嘱について）」月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第 4 条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第 6 条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

内容についてご説明いたします。

議案書 30 頁をご覧ください。

月形町社会教育委員設置条例第 2 条の規定に基づき、委員の委嘱を行うものです。

今回の委嘱については、委員の任期満了に伴うものです。

被委嘱者は議案書に記載のとおりです。

なお、新たな委員の任期については、「令和 8 年 6 月 12 日から令和 10 年 6 月 11 日」までとなっています。

以上、報告第 9 号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- （兼平教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

- （兼平教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第 9 号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（質疑なしの声あり）

- （兼平教育長）ご異議なしと認めます。よって報告第 9 号は報告のとおり承認されました。

- ○（兼平教育長）続きまして、「報告第 10 号 臨時代理の報告について（月形町スポーツ推進委員の委嘱について）」を議題といたします。

表谷教育次長、説明願います。

○（表谷教育次長）ご説明いたします。議案書 3 1 頁をお開きください。

「報告第 1 0 号 臨時代理の報告について（月形町スポーツ推進委員の委嘱について）」

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第 4 条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第 6 条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

内容についてご説明いたします。

議案書 3 2 頁をご覧ください。

月形町スポーツ推進委員に関する規則第 4 条の規定に基づき、委員の委嘱を行うものです。

今回の委嘱については、委員の任期満了に伴うものです。

被委嘱者は議案書に記載のとおりです。

なお、新たな委員の任期については、「令和 8 年 6 月 1 2 日から令和 1 0 年 6 月 1 1 日」までとなっています。

以上、報告第 1 0 号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○（兼平教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第 1 0 号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）ご異議なしと認めます。よって報告第 1 0 号は報告のとおり承認されました。

- ○（兼平教育長）続きまして、「報告第 1 1 号 臨時代理の報告について（月形町文化財保護委員の委嘱について）」を議題といたします。

表谷教育次長、説明願います。

○（表谷教育次長）ご説明いたします。議案書 3 3 頁をお開きください。

「報告第 11 号 臨時代理の報告について（月形町文化財保護委員の委嘱について）」

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第 4 条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第 6 条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

内容についてご説明いたします。

議案書 34 頁をご覧ください。

月形町文化財保護条例第 5 条の規定に基づき、委員の委嘱を行うものです。

今回の委嘱については、委員の任期満了に伴うものです。

被委嘱者は議案書に記載のとおりです。

なお、新たな委員の任期については、「令和 8 年 6 月 15 日から令和 10 年 6 月 14 日」までとなっています。

以上、報告第 11 号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○（兼平教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第 11 号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（兼平教育長）ご異議なしと認めます。よって報告第 11 号は報告のとおり承認されました。

- ○（兼平教育長）続きまして、「報告第 12 号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和 8 年 6・7・8 月分）について」を議題とします。

表谷教育次長、説明願います。

○（表谷教育次長）ご説明します。議案書 35 頁をお開きください。

「町内小中学校在籍児童生徒数（令和 8 年 6・7・8 月分）について」

令和 8 年 6 月、7 月、8 月分の在籍児童生徒数になります。

本日の提出です。

